

教育委員会会議録

開会の日時	令和4年7月26日 午後7時00分
閉会の日時	令和4年7月26日 午後7時25分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 中村 孝史・駒田 聡子・中西 康裕・畑井 祐樹
会議録に署名する委員氏名	畑井 祐樹・駒田 聡子
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 籠谷 芳行 教育総務課長 前村 忍 学校統合推進室長 丸山 光 教育研究所長 上永 真弓 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西尾 正美 学校教育課副参事 谷口 北斗 学校教育課副参事 亀山 知典 教育研究所副参事 村井 雅哉 社会教育課長補佐 阿部 暖 スポーツ課主幹 岡井 太郎 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 岡村 基司
会議に付した事件	議案第 39 号 奨学生の決定について 議案第 40 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について 議案第 41 号 就学等に関する規則の一部改正について 議案第 42 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について 議案第 43 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 畑井委員、駒田委員を指名

会議に付する案件

議案第 39 号 奨学生の決定について

議案第 40 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について

議案第 41 号 就学等に関する規則の一部改正について

議案第 42 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について

議案第 43 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

なお、議案第 39 号については、個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

前回の教育委員会からの報告をします。

6 月下旬から新型コロナウイルス感染者の報告が増加し、学級閉鎖が多くありました。新型コロナウイルスの感染症については、今後も各学校における感染対策に万全を期したいと考えています。

伊勢市内では 23 日の進修小など 6 校を最後に、全ての小中学校で夏季休業に入りました。小学校の 18 校は 8 月末まで夏休みにしています。浜郷小など 4 校が 8 月 30 日までとなっています。中学校は 8 月 28 日までの倉田山中など 7 校、8 月 29 日までの二見中と城田中、30 日までの桜浜中が最後で中学校は全て 8 月中に授業を再開します。

6 月 20 日に市内で大きな交通事故がありました。夏休み中、大きな事故などのないよう夏休み前の集会等で児童生徒への指導を徹底するよう、先日の小中学校長会で依頼したところです。

6 月議会では中村議員から GIGA スクール構想や学校給食について、楠木議員からは学校給食無償化や部活動ガイドラインについて、川口議員から学校給食における地産地消についての一般質問がありました。詳細は教育総務課から報告があります。

委員の皆様にはご迷惑をおかけしますが、感染症対策のため、会議の時間短縮など、ご協力をよろしく申し上げます。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 39 号 奨学生の決定について」を議案といたします。

事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

教育長

つづきまして、「議案第 40 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

2 ページをご覧ください。

これは、伊勢市附属機関条例第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選考委員会を設置することに伴い、規則を制定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第 40 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」ご説明申し上げます。

学校教育課では平成 25 年 10 月から学校図書館活性化事業を実施し、各小中学校に学校図書館スタッフを配置しております。

学校図書館スタッフを配置するための業務受託者との契約が今年度末で終了することから、新たに業務受託者を選定する委員会を設置するための規則でございます。

規則をお認めいただきましたならば、選定委員会を設置し、来年度の学校図書館スタッフ配置にかかる業務受託者の選定を進めてまいります。

以上、「議案第 40 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

規則の中身のところで、第 2 条の後半の右側の方に、委員の互選により定めるとあるんですが、この委員というのはどこから選任された委員なのか、どういった方なのかご説明いただけますか。

学校教育課副参事

こちらで任命させていただきました委員の皆様でございます。

A 委員

常時いらっしゃるということですか。この時だけですか。

学校教育課副参事

この時だけでございます。

教育長

他にご意見ご質問等ございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無ければ、採決を採りたいと思います。

「議案第 40 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって、

「議案第 40 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 41 号 就学等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

5 ページをご覧ください。

これは、校務支援システムの導入に伴い様式を改正しましたが、運用開始後に不都合が生じたため、改めて様式の改正を行うとともに、所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第 41 号 就学等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは、校務支援システムが令和 4 年 4 月 1 日に導入されることに伴い、出

席簿の様式を改正しましたが、運用使用後に、授業日数を入力する欄に不都合が生じたため、様式の変更を図るものでございます。

お認めいただきましたならば、資料のとおり修正して各校において使用を進めてまいります。

以上、「議案第 41 号 就学等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

B 委員

この 6 ページの第 9 条中の鍵括弧と句点の位置はこれで合ってるんですか。これは何か意味があるのでしょうか。

教育総務課長

8 ページの新旧対照表をご覧ください。第 9 条のところをまず見ていただきますと、右側が改正前、左側が改正後ですが、改正前の 2 行目の一番後半の

「、様式」の「、」以降を改正後の「または」に変えさせて頂いておりますので「、」も含めて改正をするということで、そのような記載になっております。

教育長

8 ページの右側の第 9 条のところには色々書いてありますけれども「、」から改正したいということです。

B 委員

分かりました。

教育長

他にご意見ご質問等ございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無ければ、採決を採りたいと思います。

「議案第 41 号 就学等に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことでございます。よって、

「議案第 41 号 就学等に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 42 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

13 ページをご覧ください。

これは、市道高向小俣線の整備に伴い、宮川ラブリバー公園内の一部の施設を廃止するため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課主幹

「議案第 42 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは、13 ページと当日配布させていただきました位置図の資料をご高覧ください。

6 月 9 日の教育委員会におきまして伊勢市体育施設条例の一部改正につきましてお認めいただき、その後、6 月の市議会定例会におきまして、同条例の一部改正が議決されました。

このことに基づき、同条例の施行規則の一部を今回改正させていただくものでございます。

条例改正の内容と同様に、市道高向小俣線の整備に伴い、宮川ラブリバー公園内にあります伊勢市宮川スポーツグラウンド A 及び B を廃止し、C、D、E グラウンドの名称を第 1、第 2、第 3 と改めるものでございます。

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日より施行いたします。

以上、「議案第 42 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 42 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことをごぞいます。よって、
「議案第 42 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 43 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。
事務部長から提案説明を行います。

事務部長

17 ページをご覧ください。
これは、伊勢市中学校体育連盟及び伊勢市 P T A 連合会の役員改選に伴い、スポーツ基本法第 31 条及び伊勢市スポーツ推進審議会条例第 5 条に基づき、補欠委員を任命するものでございます。
なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課主幹

「議案第 43 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」ご説明申し上げます。
17 ページをご高覧ください。
これは、伊勢市中学校体育連盟及び伊勢市 P T A 連合会の役員改選に伴い、スポーツ基本法第 31 条及び伊勢市スポーツ推進審議会条例第 5 条に基づき、補欠委員を任命するものでございます。
任期の期間につきましては、本日の 7 月 26 日から任期満了日の令和 5 年 5 月 31 日までとなります。
以上、「議案第 43 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」ご説明申し上げます。
何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。
「議案第 43 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案ど

おりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことでございます。よって、
「議案第 43 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案ど
おり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。
委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

特にないようですので、これもちまして教育委員会を閉会いたします。